



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*176 和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課) 1

○ 告示

972 指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課) 10

973 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 10

974 " (") 12

975 " (") 12

976 肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課) 13

977 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 14

978 " (") 14

979 " (") 14

980 " (") 15

981 " (") 15

982 " (") 15

983 " (") 16

984 " (") 16

985 " (") 17

986 " (") 17

987 " (") 17

988 " (") 18

989 " (") 18

990 " (") 18

991 道路の区域変更 (道路保全課) 19

992 " (") 19

993 道路の供用開始 (") 19

994 " (") 20

*995 和歌山県屋外広告物条例施行規則第7条第3項第3号に規定する知事が指定する者の指定 (都市政策課) 20

○ 公安委員会告示

49 駐車監視員資格者講習の実施 20

○ 監査公表

監査公表第24号 22

監査公表第25号 27

規 則

和歌山県規則第176号

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県屋外広告物条例施行規則（昭和59年和歌山県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(広告物活用地区における確認の申請) 第2条の3 略 2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の確認申請書の提出について準用する。</p> <p>(更新の許可等の申請) 第7条 略 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、当該申請に係る広告物又は掲出物件が貼り紙、貼り札、広告幕、気球広告及び立て看板、のぼりその他これらに類するものであるときは、第3号から第6号までに掲げる図書の添付を要しないものとする。 <u>(1) 当該広告物又は掲出物件の形状の全体を明らかにしたカラー写真（申請前30日以内に撮影したものに限る。）</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 屋外広告物自主点検結果報告書（別記第3号様式の2）</u></p> <p><u>(4) 前号の報告書に記載された点検箇所の現況（当該点検箇所に異常がある場合にあつてはその改善状況）を確認することができるカラー写真（申請前3月以内に撮影したものに限る。）</u> <u>(5) 第3号の報告書に係る点検を行った者が次項又は第4項に規定する者に該当することを証する書類の写し</u> <u>(6) 地面から当該広告物又は掲出物件の上端までの高さを明らかにした図面又は写真</u> 3 前項第3号の報告書は、次の各号のいずれかに該当する者が点検したものでなければならない。 <u>(1)・(2) 略</u> <u>(3) 前2号に掲げる者のほか、広告物の点検に関し相当の知識を有するものとして知事が指定する者</u> 4 前項の規定にかかわらず、地面から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超えるものに係る第2項第3号の報告書については、前項に規定する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものが点検したものでなければならない。 <u>(1) 条例第25条第1項第1号又は第4号に掲げる者</u> <u>(2) 第22条第1項第1号に掲げる者</u> <u>(3) 前項第3号に掲げる者</u></p> <p>(管理者の設置を要しないもの) 第14条の2 条例第18条の2に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、貼り紙、貼り札、広告幕、気球広告及び立て看板、のぼりその他これらに類するものとする。</p>	<p>(広告物活用地区における確認の申請) 第2条の3 略 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の確認申請書の提出について準用する。</p> <p>(更新の許可等の申請) 第7条 略 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>申請前30日以内に撮影した広告物のカラー写真</u> (2) 略 (3) <u>高速道路等沿道案内広告物、案内広告物（電柱に巻き付けられ、又は取り付けられるものを除く。）、壁面広告、突出し広告、屋上広告及び独立して設置される広告物にあつては、屋外広告物自主点検結果報告書（別記第3号様式の2）</u></p> <p>3 前項第3号の報告書は、次の各号のいずれかに該当する者が点検したものでなければならない。 <u>(1) 条例第23条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者</u> <u>(2)・(3) 略</u></p> <p>(管理者の設置を要しないもの) 第14条の2 条例第18条の2に規定する規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、貼り紙、貼り札、広告幕、気球広告及び立て看板、のぼりその他これらに類するものとする。</p>

(変更及び廃業等の届出)
 第18条 略
 2 前項の届出には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
 (1)～(5) 略
 3 略

(講習会科目の一部免除)
 第22条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、第19条第2項第3号に規定する講習会の科目を免除することができる。
 (1)・(2) 略
 (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第1種、第2種又は第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている者
 (4) 帆布製品製造に関し、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
 2 略

(変更及び廃業等の届出)
 第18条 略
 2 前項の届出には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。
 (1)～(5) 略
 3 略

(講習会科目の一部免除)
 第22条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、第19条第2項第3号に規定する講習会の科目を免除することができる。
 (1)・(2) 略
 (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第54条第1項に規定する第1種、第2種又は第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている者
 (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
 2 略

別記第1号様式別紙2中「案内標識からの広告物まで」を「標識から」に改める。

別記第1号様式の4(注)中「添付書類」を「添付図書」に改める。

別記第1号様式の6中「別記第1号の6様式」を「別記第1号様式の6」に、「殿」を「様」に、

「広告物協定地区の目的」となる土地の区域」を「広告物協定の目的」となる土地の区域」に改める。

別記第1号様式の7及び別記第1号様式の8中「届け出します」を「届け出ます」に改める。

別記第3号様式及び別記第3号様式の2を次のように改める。

別記第3号様式(第7条関係)

屋外広告物更新許可(確認)申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

(電話番号)

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第9条第3項の規定により、次のとおり申請します。

表示(設置)場所		区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域等 <input type="checkbox"/> 許可地域等 <input type="checkbox"/> 第1種地域 <input type="checkbox"/> 第2種地域 <input type="checkbox"/> 第3種地域	<input type="checkbox"/> 広告物活用地区 <input type="checkbox"/> 景観保全型広告整備地区 <input type="checkbox"/> 広告物協定地区		
種類	<input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 一般広告物	<input type="checkbox"/> 建築物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 独立して設置される広告物 <input type="checkbox"/> 工作物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 高速道路等沿道案内広告物	<input type="checkbox"/> 案内広告物 <input type="checkbox"/> その他の広告物			
電光表示広告物	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	照明装置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 外部照明 <input type="checkbox"/> ネオン <input type="checkbox"/> 内部照明 <input type="checkbox"/> その他()	特殊装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 回転 <input type="checkbox"/> 点滅	
表示面積(合計)	m ²	表示面積(1面)	m ²	数量	個(枚)	材質
※屋外広告物管理者	住所					
	氏名	(電話番号)				
既許可(確認)の年月日及び番号	年 月 日		付け指令	第	号	
許可(確認)期間	年 月 日から		年 月 日まで			
更新許可(確認)期間	年 月 日から		年 月 日まで			
更新回数	回					
備考						

(注)

- 1 □には、該当するものにレ印を記入してください。
- 2 ※印欄は、該当する場合に記入してください。
- 3 添付図書
 - (1) 形状の全体を明らかにしたカラー写真(申請前30日以内に撮影したものに限る。)
 - (2) 許可書又は確認書の写し
 - (3) 屋外広告物自主点検結果報告書(申請前3月以内に行った点検に限る。)[別記第3号様式の2]
 - (4) 点検項目及び異常箇所の改善の前後を比較できるカラー写真(申請前3月以内に撮影したものに限る。)
 - (5) 点検を行った者の資格を証する書類の写し
 - (6) 地面から当該広告物又は掲出物件の上端までの高さを明らかにした図面又は写真
- 4 広告物の表示面積、高さ、色彩等については、広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物以外の広告物の場合にあつては別紙1に、広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物の場合にあつては別紙2に記載してください。

(収入欄)

別紙1

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物以外の広告物

1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳

(1) 壁面広告(1壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩	
			彩度8を超える色の使用割合	
m ²	m ²	m ²	1/3超	1/3以下

(2) 突出し広告

突出し幅	地面から広告物までの高さ	色彩	
		彩度8を超える色の使用割合	
m	上端 m 下端 m	1/3超	1/3以下

(3) 屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端までの高さ	建築物の高さ	色彩	
			彩度8を超える色の使用割合	
m	m	m	1/3超	1/3以下

(4) 独立して設置される広告物

(自家用広告物等)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度8を超える色の使用割合	
1面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3超	1/3以下

(一般広告物)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度8を超える色の使用割合	
1面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3超	1/3以下
隣接する一般広告物との距離		信号機及び道路標識等からの距離	
m		m	

(5) その他の広告物

表示面積	高さ	色彩	
		彩度8を超える色の使用割合	
m ²	m	1/3超	1/3以下

(注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。

2 1の敷地における広告物の表示面積の合計

表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
m ²	個	m ²	m ²

3 1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計

表示面積の合計	数量
m ²	個

別紙2

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物の表示面積、高さ、色彩等

(1) 広告物の表示する事項

指定特産品及び当該指定特産品に係る指定地域又は指定観光施設等に関する表示する事項				
	区分	名称	内容の説明及び指定地域	インターチェンジの名称
1				
2				
3				

(注)

- 1 表示する指定特産品又は指定観光施設等ごとに1の行から順に記載してください。
- 2 「区分」の欄は、指定特産品にあつては「特産品」と、指定観光施設等にあつては「観光施設等」と記載してください。

(2) (1) の広告物の表示者又は設置者

	表示者	設置者
1		
2		
3		

(注) (1) の1から3の順に記載してください。

(3) 広告物の規格、位置等

地面からの高さ	道路面からの高さ	表示面の幅
m	m	m
最寄りの高速道路等沿道案内広告物からの距離	高速道路等に設置されている標識からの距離	高速道路等の道路端からの距離
m	m	m

(4) 広告物の表示面積等

広告物の表示面積	案内部分の合計面積	記号等部分の合計面積
m ²	m ²	m ²
表示する日本語の内容の全部について、英語その他外国語による翻訳又はローマ字の表示の有無		
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注) には、該当するものにレ印を記入してください。

(5) 主要部分及び案内部分で使用する表示面又は文字等の色彩

茶色			白色	
色相	明度	彩度	明度	彩度

(注) 日本産業規格のマンセル表色系の色相、明度及び彩度を記載してください。

(6) 表示する文字

表示する文字(右記以外の表示)の最小の縦の長さ	日本語の内容に付す英語その他外国語及びローマ字の表示の最小の縦の長さ
cm	cm

(7) 同一の内容を表示する高速道路等沿道案内広告物

最寄りの高速道路等の沿道にある同一の表示をする既存の高速道路等沿道案内広告物の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(有の場合のみ) 上記の広告物の設置場所

(注) には、該当するものにレ印を記入してください。

別記第3号様式の2(第7条関係)

屋外広告物自主点検結果報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所
氏名
(電話番号)
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

和歌山県屋外広告物条例施行規則(昭和59年和歌山県規則第85号)第7条第2項の規定により、屋外広告物自主点検結果を次のとおり報告します。

整理番号	
------	--

広告物又は掲出物件の種類			
表示又は設置の場所			
地面から広告物又は掲出物件の上端までの高さ		m	
設置年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日
前回許可日	年 月 日	許可番号	
点検を行った者	氏名	(電話番号)	
	住所		
	資格名称		
点検箇所	点検項目	異常の有無	改善の概要
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜又はぐらつき	有 無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間又は支柱のぐらつき	有 無	
	3 鉄骨のさび発生又は塗装の老朽化	有 無	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形又は隙間	有 無	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ又は欠落	有 無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食又は変形	有 無	
	2 溶接部の劣化又はコーキングの劣化等	有 無	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有 無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損若しくは変形又はビス等の欠落	有 無	
	2 側板若しくは表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損	有 無	
	3 広告板底部の腐食又は水抜き孔の詰まり	有 無	
装置照明	1 照明装置の不点灯又は不発光	有 無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび又は漏水	有 無	
	3 周辺機器の劣化又は破損	有 無	
その他	1 装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品の腐食又は破損	有 無	
	2 避雷針の腐食又は損傷	有 無	
	3 その他	表示面の汚染若しくは退色又は塗料等の剥離 ()	有 無

(注)

- 1 広告物又は掲出物件の種類により、該当する点検箇所及び点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。
- 2 更新許可申請前3月以内に行った点検の結果について記載すること。
- 3 点検の対象となる広告物又は掲出物件が複数ある場合は、整理番号を付してそれぞれ作成すること。

別記第4号様式（注）3中「添付書類」を「添付図書」に改め、同様式別紙2中「案内標識からの広告物まで」を「標識から」に改める。

別記第11号様式（注）2中「丸印」を「○印」に改め、同様式（注）4中「様式第11号の2」を「別記第11号様式の2」に、「第16条の3第1項第3号」を「第16条の3第3号」に、「様式第11号の3」を「別記第11号様式の3」に改める。

別記第13号様式の2中「丸印」を「○印」に改める。

別記第14号様式を次のように改める。

別記第14号様式(第20条関係)

和歌山県屋外広告物講習会受講申込書

和歌山県知事 様

年 月 日

受講者 住所
氏名

(電話番号)

年 月 日生

和歌山県屋外広告物条例施行規則第20条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

勤務先	所在地			
	名称			
	代表者名			
屋外広告物の「施行に関する事項」を免除する資格	資 格		取得年月日	資格証番号
	ア 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者			
	イ 電気工事士法第3条に規定する電気工事士の資格を有する者			
	ウ 電気事業法第44条第1項に規定する 第1種電気主任技術者免状 第2種 " } 第3種 " }を有する者			
	エ 帆布製品製造に関し、職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者			
受付欄	受講番号	手 数 料 欄		写真(3cm×4cm)

----- (切り取らないこと。) -----

屋外 受	※受講番号	氏名	※受講日	※講習時間	※講習会場	講習科目及び承認	令 法	表示方法	工 施	(注)1 1科目終了ごとに係員の承認を受けて下さい。 2 1科目でも承認のない場合は、修了証書を交付しません。 3 受講票は当日必ず持参してください。 4 ※印欄は、記入しないでください。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定、同条第3項の次に1項を加える改正規定並びに別記第3号様式及び別記第3号様式の2の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の和歌山県屋外広告物条例施行規則第7条第3項（第1号に係るものに限る。）の規定は、令和6年9月30日までの間に実施した広告物等の点検に係る屋外広告物自主点検結果報告書については、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第972号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
南紀の台クリニック	西牟婁郡上富田町南紀の台72-3	医療機関の名称	南紀新庄クリニック	南紀の台クリニック	令和 3.9.6
		医療機関の所在地	田辺市新庄町2173-1	西牟婁郡上富田町南紀の台72-3	

和歌山県告示第973号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

下万呂ショッピングセンター

和歌山県田辺市下万呂573番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

丸長商事株式会社 代表取締役 柴田哲男

和歌山県和歌山市和歌浦東四丁目3番5号

株式会社東海セイムス 代表取締役 北原直仁

三重県松阪市久保町1456番地4

アイ・ティー・エックス株式会社 代表取締役 野尻幸宏

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 海草郡紀美野町動木字芝崎461番1地先から同町動木字芝崎463番4地先まで

供用開始の期日 令和3年10月1日

和歌山県告示第994号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 興加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町小南字下通り130番5地先から同市下津町小南字下通り135番5地先まで

供用開始の期日 令和3年10月1日

和歌山県告示第995号

和歌山県屋外広告物条例施行規則（昭和59年和歌山県規則第85号）第7条第3項第3号に規定する知事が指定する者を次のように指定する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第49号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年10月1日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

1 駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所及び受講定員

(1) 実施日時

講 習 1 日 目	令和3年11月25日（木）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
講 習 2 日 目	令和3年11月26日（金）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
修 了 考 査	令和3年12月3日（金）午前9時30分から午前10時30分まで （受付時間 午前9時から午前9時20分まで）